



SS活動通信 1月号

年間計画	4月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	7月	20歳未満者飲酒・喫煙防止	10月	防犯対策・特殊詐欺防止	1月	20歳未満者飲酒・喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	SS活動の再確認

徹底しましょう! 「年齢確認」 お酒・たばこは二十歳(はたち)から



行動のポイント

年末年始は、20歳未満者が酒類・たばこを
購入しようとするケースが多くなります!

- ◆ 確実に**年齢確認ツール**を掲出し、「ここは買える店」と
思われぬようにすることが重要です。
- ◆ **30歳くらい**と思われるお客さまにも、**年齢確認**を
実施しましょう。
- ◆ **20歳以上**と確認できない場合は、**毅然とした態度**で
販売をお断りしましょう。
(相手が聞き入れない場合、必要に応じて110番通報しましょう)



<年齢確認が出来る証明書> JFA統一ガイドライン

(※いずれもコピー不可)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)※マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書
パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)
タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)等

- ※写真なし証明書を提示された場合、目的は「本人確認」なので、写真付きの証明書の提示を求めることができます。
- ※2002年(平成14年)生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。

【SS Topics】

●酒類販売管理者「標識」の掲出徹底

酒類小売事業者は、販売場ごとに見やすいところに記載例にある項目を記載した
「標識」を掲げなければいけません。

- (1) 標識に記載の酒類販売管理者と店舗にて選任の酒類販売管理者が異なる場合、
又は、受講のたびに標識の変更が必要です。
- (2) 前回の受講から3年が経過をしていないか、標識の受講日を確認して下さい。
また受講期限が過ぎている場合は、早急に再受講研修を受講して下さい。

《標識記載例》

酒類販売管理者標識	
販売場の名称及び所在地	コンビニエンスJFA店 東京都港区虎ノ門3-6-2
酒類販売管理者の氏名	酒類 売太郎
酒類販売管理研修受講年月日	2020年10月1日
次回研修の受講期間	2023年9月30日
研修実施団体名	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会



確認したら
サインしましょう
発行：2021年12月

